



目 次

| 規 則   | ペー ジ |
|---|------|
| ◎高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則               | 1    |
| 告 示   |      |
| ○保安林の解除の予定 (治山林道課)                            | 13   |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (5件) ( " )                | 13   |
| ◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)                          | 14   |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除 (3件) ( " )                    | 15   |
| ◎土砂災害特別警戒区域の指定 ( " )                          | 15   |
| ◎告示 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (3件) ( " )            | 16   |
| ○道路の区域変更 (道 路 課)                              | 16   |
| ○市町村道の改築に関する工事の施行 ( " )                       | 16   |
| 公 告   |      |
| ○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (伐倒及び薬剤による防除) (林業改革課) | 16   |
| ○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (薬剤による防除) ( " )       | 17   |
| 監査公表  |      |
| ○行政監査の執行結果                                    | 17   |
| ○定期監査の執行結果 (幡多県税事務所ほか)                        | 30   |
| 高知県人事委員会規則                                    |      |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則                    | 31   |
| ◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則               | 32   |

-----  
規 則  
-----

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第10号

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和46年高知県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「その者」を「当該年金受給権者」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項第2号に掲げる届出で年金受給権者の死亡の場合については、当該年金受給権者が県の区域内に住所を有する者で、その氏名が住民票に記載されている氏名と同一の場合は、当該年金受給権者に係る削除された住民票の写しの添付を省略することができる。

3 第1項第5号に掲げる報告については、当該年金受給権者が県の区域内に住所を有する者で、その氏名が住民票に記載されている氏名と同一の場合は、当該年金受給権者の住民票の写しの添付を省略することができる。

別表第2の1の表及び2の表中「相当と」を「相当であると」に改める。

別記第3号様式中「じん臓機能」を「腎臓機能」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第4条、第13条関係)

年金管理者指定届書

年 月 日

高知県知事 様

加入の申込者又は加入者 住所  
氏名 ㊟

次の者を年金管理者として指定しましたので、高知県心身障害者扶養共済制度条例第18条第1項  
高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第4  
第3号  
条第1項第4号の規定により届け出ます。

|      |      |      |       |               |  |
|------|------|------|-------|---------------|--|
| ふりがな |      | 性別   | 男・女   | 心身障害者<br>との続柄 |  |
| 氏名   |      | 生年月日 | 年 月 日 |               |  |
| 住所   | 電話番号 |      |       |               |  |

私は、高知県心身障害者扶養共済制度条例第9条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、上記の心身障害者の年金を管理し、良き理解者として誠意を持って保護及び養育に当たることを誓約します。

年 月 日

年金管理者 住所  
氏名 ㊟

注 不要な文字は、消してください。

別記第6号様式中「この処分」を「この決定」に改める。  
別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式(第6条関係)

加入番号

掛金減額申請書

年 月 日

高知県知事 様

加入者 住所  
氏名  印

高知県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定に基づき掛金の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

|                      |  |                      |                      |                 |     |  |
|----------------------|--|----------------------|----------------------|-----------------|-----|--|
| 減額の事由                | 1 生活保護法による保護を受けている                                       |                      |                      |                 |     |  |
|                      | 2 前年度分の市町村民税が課せられていなかった世帯に属している                          |                      |                      |                 |     |  |
| 世帯の状況                | 3 前年度分の市町村民税の均等割のみが課せられていた世帯に属している                       |                      |                      |                 |     |  |
|                      | 4 その他特別の事由(具体的に記入してください。)がある<br>( <input type="text"/> ) |                      |                      |                 |     |  |
| 氏名                   | 加入者との続柄  | 年齢                   | 職業又は勤務先              | 前年度分の市町村民税の課税状況 |     |  |
|                      |  |                      |                      | 均等割             | 所得割 |  |
| <input type="text"/> | <input type="text"/>                                     | <input type="text"/> | <input type="text"/> | 有・無             | 有・無 |  |

※  
上記のとおり相違ないことを証明(確認)します。  
年 月 日  
(証明(確認)者)  印

- 注 1 「減額の事由」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。  
 2 「減額の事由」欄の2から4までのいずれかに該当するときは、「世帯の状況」欄を記入してください。  
 3 ※印欄は、「減額の事由」欄の1に該当するときは福祉事務所長の、「減額の事由」欄の2から4までのいずれかに該当するときは市町村長の証明(確認)を受けてください。

別記第8号様式の2中「この処分」を「この決定」に改める。  
別記第9号様式及び別記第10号様式を次のように改める。

**第9号様式** (第7条関係)

年金支給請求書

加入番号

年 月 日

高知県知事 様

年金受給権者又は年金管理者 住所  
氏名

㊞

高知県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項の規定により、年金を請求します。

|                   |                    |                              |       |                   |       |      |       |
|-------------------|--------------------|------------------------------|-------|-------------------|-------|------|-------|
| 口数追加の有無           |                    | 有 ・ 無                        |       |                   |       |      |       |
| 心身障害者<br>(年金受給権者) | 住所                 | 電話番号                         |       |                   |       |      |       |
|                   | 氏名                 | 性別                           | 男・女   | 生年月日              | 年 月 日 |      |       |
|                   | 障害の種類              | 1 知的障害<br>2 身体障害<br>3 その他の障害 | 障害の程度 |                   |       |      |       |
| 年金管理者             | 住所                 | 電話番号                         |       |                   |       | 生年月日 | 年 月 日 |
|                   | 氏名                 | 性別                           | 男・女   | 年金受給権者との続柄        |       |      |       |
| 死亡・重度障害者(加入者)     | 氏名                 | 性別                           | 男・女   | 生年月日              | 年 月 日 |      |       |
|                   | 死亡又は重度障害の原因となった傷病名 |                              |       | 死亡し、又は重度障害となった年月日 | 年 月 日 |      |       |

注 1 この請求書には、次の書類を添えてください。

- (1) 加入者の死亡により請求する場合
    - ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、加入した日(口数追加加入者である場合は、口数追加の日)から2年以内に死亡したときは、別記第10号様式による死亡証明書又は死体検案書
    - イ 加入者の削除された住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍(除籍)の抄本)
    - ウ 心身障害者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
    - エ 年金管理者を指定している場合は、年金管理者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
  - (2) 加入者の重度障害により請求する場合
    - ア 独立行政法人福祉医療機構が定めた重度障害診断書
    - イ 加入者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
    - ウ 心身障害者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
    - エ 年金管理者を指定している場合は、年金管理者の住民票の写し(その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
- 2 「障害の種類」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。

**第10号様式** (第7条関係)

死亡診断書  
死体検案書

|                     |                                 |   |       |             |       |
|---------------------|---------------------------------|---|-------|-------------|-------|
| 氏名                  |                                 | 性別  | 男・女   | 生年月日        | 年 月 日 |
| 住所                  |                                 |   |       |             |       |
| 職業又は勤務先             |                                 |   |       |             |       |
| 発病年月日               | 年 月 日                           | 初診年月日   | 年 月 日 |             |       |
| 入院年月日               | 年 月 日                           | 退院年月日   | 年 月 日 |             |       |
| 死亡日時                | 年 月 日                           |   | 午前・午後 | 時 分         |       |
| 死亡した場所及びその種類        | 死亡した場所の種類及びその名称                 | 1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所<br>5 老人ホーム 6 自宅 7 その他( )<br>1から5までの施設の名称( )   |       |             |       |
|                     | 死亡した具体的な場所                      |   |       |             |       |
| 死亡の原因               | 1                               | (1) 直接の原因   |       |             |       |
|                     |                                 | (2) (1)の原因  |       |             |       |
|                     |                                 | (3) (2)の原因  |       |             |       |
|                     |                                 | (4) (3)の原因  |       |             |       |
| 2                   | 直接には死因に関係しないが1の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等 |   |       |             |       |
| 発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 |                                 |   |       |             |       |
| 手術                  | 1 無 2 有                         | (部位及び主要所見)  |       | (手術日 年 月 日) |       |
| 解剖                  | 1 無 2 有                         | (主要所見)  |       |             |       |
| 死因の種類               | 1 病死又は自然死                       |   |       |             |       |
|                     | 外因死                             | 2 交通事故 3 転倒又は転落 4 溺水<br>不慮の外因死 { 5 煙、火災又は火災による傷害 6 窒息<br>7 中毒 8 その他( )<br>その他不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺<br>11 その他不詳の外因 |       |             |       |
| 12 不詳の死             |                                 |   |       |             |       |
| 外因死の追加事項            | 傷害の発生日時                         | 年 月 日   | 午前・午後 | 時 分         |       |
|                     | 傷害が発生した場所の種類                    | 1 住居 2 工場又は建築現場 3 道路 4 その他( )   |       |             |       |
|                     | 傷害が発生した具体的な場所                   |   |       |             |       |
|                     | 手段及び状況                          |   |       |             |       |

(裏面)

|  |  |
|--|--|
| 死亡に直接関係がある既往症(年月日、傷病名、症状経過、医療機関等)                    |  |
| 今回の発病(受傷)から初診までの経過                                   |  |
| 初診時の主訴及び所見並びにその後の経過                                  |  |
| 治療内容   |  |
| 手術名  | 手術日 年 月 日  |
| 前医又は紹介医  | 1 無 2 有 ( 医療機関の所在地<br>医療機関の名称<br>医師氏名 )  |
| 病名を告げた時期   | (死因病名その他の病名を患者又は家族にいつどのように告げられましたか。)<br>本人には、( 年 月 日頃)に病名を( )と告げました。<br>家族には、( 年 月 日頃)に病名を( )と告げました。 |
| その他  | (本人の特徴、身長、体格、酒量、習癖その他の事項)  |
| 死亡診断(死体検案)年月日  | 年 月 日  |
| 上記のとおり証明します。<br>年 月 日<br>病院、診療所等 所在地<br>名称<br>医師氏名 ㊞ |  |

- 注 1 記入した事項を訂正したときは、必ず証明印による訂正印を押してください。  
2 写しの場合は、その写しに証明印を押してください。

別記第13号様式を次のように改める。

## 第13号様式（第7条関係）

証書番号

## 高知県心身障害者扶養共済制度年度年金証書

年金受給権者 氏名

年金管理者 氏名

年金の額 月額 円

支給開始年月 年 月

年 月 日

高知県知事

印

上記のとおり高知県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項の規定により年金を支給します。

(裏面)

- 1 この証書は、大切に保管してください。もし、この証書をなくしたり、損傷したときは、新しい証書を交付しますので、申請してください。
- 2 年金は、年金受給権者が死亡した日の属する月まで毎月支給します。
- 3 年金管理者が指定されているときは、年金管理者に年金を支給します。
- 4 年金受給権者又は年金管理者は、毎年5月31日までに所定の年金受給権者現況報告書を知事に提出してください。
- 5 年金受給権者が次のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金を支給しません。
  - (1) 所在が1年以上不明のとき。
  - (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を受けているとき。
  - (3) 日本国内に住所を有しないとき。
- 6 年金は、年金受給権者の生活の安定及び福祉の増進に使用しなければなりません。これに違反したときは、知事は、年金管理者を変更することがあります。
- 7 この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、又はこれを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。
- 8 年金受給権者又は年金管理者の氏名又は住所を変更したときは、知事にこの証書を添えて届け出てください。
- 9 年金管理者（年金管理者がないときは、年金受給権者の遺族）は、年金受給権者が死亡したときは、知事にこの証書を添えて届け出てください。

別記第14号様式中「加入口数すべて不支給」を「加入口数全て不支給」に、「この処分」を「この決定」に改める。  
別記第15号様式を次のように改める。

**第15号様式** (第8条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
| 証書番号 |  |

加入等証書再交付申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊟

加入  
高知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書をなくしましたので、高知県心身障害者扶養共済制  
年金 損傷しました  
度条例施行規則第8条の規定により再交付を申請します。

|                    |       |      |     |               |     |
|--------------------|-------|------|-----|---------------|-----|
| 加入者                | 住所    | 生年月日 |     | 年 月 日         |     |
|                    | 氏名    | 性別   | 男・女 | 心身障害者<br>との続柄 |     |
| 心身障害者 (年<br>金受給権者) | 住所    |      |     |               |     |
|                    | 氏名    |      |     | 性別            | 男・女 |
| 年金管理者              | 住所    | 生年月日 |     | 年 月 日         |     |
|                    | 氏名    | 性別   | 男・女 | 心身障害者<br>との続柄 |     |
| 証書交付年月日            | 年 月 日 |      |     |               |     |

- 注 1 この申請書には、損傷した高知県心身障害者扶養共済制度加入証書、高知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は高知県心身障害者扶養共済制度年金証書を添えてください。  
2 不要な文字は、消してください。

別記第16号様式中「この処分」を「この決定」に改める。  
別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式 (第10条関係)

加入番号

弔慰金支給請求書

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 印

高知県心身障害者扶養共済制度条例第14条第1項の規定により、弔慰金を請求します。

|       |              |      |         |       |           |
|-------|--------------|------|---------|-------|-----------|
| 加入年月日 | 年 月 日        |      | 口数追加の有無 | 有 ・ 無 |           |
|       | 年 月 日        |      | 口数追加年月日 | 年 月 日 |           |
| 加入者   | 住所           | 電話番号 |         | 生年月日  | 年 月 日     |
|       | 氏名           | 性別   |         | 男・女   | 心身障害者との続柄 |
| 心身障害者 | 氏名           | 性別   | 男・女     | 死亡年月日 | 年 月 日     |
|       | 死亡の原因となった傷病名 |      |         |       |           |

注 この請求書には、次の書類を添えてください。

- 1 加入者の住民票の写し (その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
- 2 心身障害者の削除された住民票の写し (その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍 (除籍) の抄本)



別記第20号様式中「加入口数すべて不支給」を「加入口数全て不支給」に、「この処分」を「この決定」に改める。  
 別記第20号様式の2を次のように改める。

第20号様式の2（第10条の2関係）

加入番号

脱退一時金支給請求書

年 月 日

高知県知事 様

加入者又は口数追加加入者 住所  
 氏名 ㊟

高知県心身障害者扶養共済制度条例第14条の2第1項の規定により、脱退一時金を請求します。

|             |            |      |                 |        |           |
|-------------|------------|------|-----------------|--------|-----------|
| 加入年月日       | 年 月 日      |      | 口数追加の有無         | 有 ・ 無  |           |
|             |            |      | 口数追加年月日         | 年 月 日  |           |
| 脱退又は口数の減少の別 | 脱退 ・ 口数の減少 |      | 脱退又は口数の減少をした年月日 | 年 月 日  |           |
| 加入者         | 住所         | 電話番号 |                 | 生年月日   | 年 月 日     |
|             | 氏名         |      |                 | 性別 男・女 | 心身障害者との続柄 |
| 心身障害者       | 氏名         |      | 性別 男・女          | 生年月日   | 年 月 日     |

- 注 この請求書には、次の書類を添えてください。
- 1 加入者の住民票の写し（その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）
  - 2 心身障害者の住民票の写し（その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）

第20号様式の4中「加入口数すべて不支給」を「加入口数全て不支給」に、「この処分」を「この決定」に改める。  
 別記第21号様式から別記第26号様式までを次のように改める。

**第21号様式** (第11条関係)

加入番号

脱退  
口数減少 届書

年 月 日

高知県知事 様

加入者又は口数追加加入者 住所  
氏名 ⑩

脱退 口数の減少 をしたいので、高知県心身障害者扶養共済制度条例第17条 第1項第4号 第2項第1号の規定により  
 次のとおり届け出ます。

| 脱退又は口数の減少をする年月日 | 年 月 日 |
|-----------------|-------|
| 脱退又は口数の減少をする理由  |       |

- 注 1 この届書には、高知県心身障害者扶養共済制度加入証書又は高知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を添えてください。  
 2 不要な文字は、消してください。

第22号様式 (第13条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
| 証書番号 |  |

氏名  
住所 変更届書

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊞

加入者 氏名  
心身障害者 の住所 を次のとおり変更しましたので、高知県心身障害者扶養共済制度条  
年金管理者 氏名及び住所  
年金受給権者

第1項第1号

例第18条第2項第2号の規定により届け出ます。

第3項第1号

| 事項    | 変更前 | 変更後   |
|-------|-----|-------|
| ふりがな  |     |       |
| 氏名    |     |       |
| 住所    |     |       |
| 変更年月日 |     | 年 月 日 |
| 備考    |     |       |

注 不要な文字は、消してください。

第23号様式 (第13条関係)

|      |  |
|------|--|
| 加入番号 |  |
| 証書番号 |  |

死亡  
重度障害 届書

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊞

加入者 第1項第  
心身障害者 が死亡しました ので、高知県心身障害者扶養共済制度条例第18条第2項第  
年金管理者 重度障害となりました 第3項第  
年金受給権者

2号

1号の規定により次のとおり届け出ます。

2号

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 死亡し、又は重度障害となった者の氏名 |       |
| 死亡し、又は重度障害となった年月日  | 年 月 日 |
| 備考                 |       |

- 注 1 県の区域内に住所を有しない年金受給権者が死亡したときは、その者の削除された住民票の写しを添えてください。ただし、その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合(県の区域内に住所を有する年金受給権者の氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合を含みます。)は、戸籍(除籍)の抄本を添えてください。
- 2 不要な文字は、消してください。

第24号様式 (第13条関係)

加入番号

年金管理者変更届書

年 月 日

高知県知事 様

加入者 住所  
氏名 ㊞

次のとおり年金管理者を変更しましたので、高知県心身障害者扶養共済制度条例第18条第1項第3号の規定により届け出ます。

| 事項    | 変更前       | 変更後 |
|-------|-----------|-----|
| 年金管理者 | 住所        |     |
|       | ふりがな      |     |
|       | 氏名        |     |
|       | 心身障害者との続柄 |     |
| 心身障害者 | 住所        |     |
|       | 氏名        |     |
| 変更年月日 | 年 月 日     |     |
| 変更理由  |           |     |

私は、高知県心身障害者扶養共済制度条例第9条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、上記の心身障害者の年金を管理し、良き理解者として誠意を持って保護及び養育に当たることを誓約します。

年 月 日

年金管理者 住所  
氏名 ㊞

第25号様式 (第13条関係)

証書番号

年金支給停止事由 <sup>発生</sup>届書  
<sub>消滅</sub>

年 月 日

高知県知事 様

年金管理者 住所  
氏名 ㊞

次のとおり年金の支給停止の事由が <sup>発生</sup> <sub>消滅</sub> しましたので、高知県心身障害者扶養共済制度条例第18条第3項第3号の規定により届け出ます。

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| 年金受給権者                | 住所   |  |
|                       | 氏名   |  |
| 支給停止の事由が発生し、又は消滅した年月日 | 年 月 日  |  |
| 支給停止の事由の発生の内容         | 1 心身障害者の所在が1月以上不明である<br>2 心身障害者が懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けている<br>3 心身障害者が日本国内に住所を有しない |  |
| 支給停止の事由の消滅の内容         | 1 心身障害者の所在が明らかになった<br>2 心身障害者が懲役又は禁錮の刑の執行を解かれた<br>3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった      |  |

注 1 「支給停止の事由の発生の内容」欄及び「支給停止の事由の消滅の内容」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。  
2 不要な文字は、消してください。

第26号様式（第13条関係）

証書番号

年金受給権者現況報告書

年 月 日

高知県知事 様

年金受給権者又は年金管理者 住所  
氏名 Ⓔ

高知県心身障害者扶養共済制度条例第18条第4項の規定により、次のとおり年金受給権者の現況について報告します。

|        |       |       |      |      |
|--------|-------|-------|------|------|
| 年金受給権者 | 既報告内容 | 住所    | 〒    | 電話番号 |
|        | 氏名    | 男 ・ 女 |      |      |
| 現況     | 住所    | 〒     | 電話番号 |      |
|        | 氏名    | 男 ・ 女 |      |      |

|       |       |            |      |      |
|-------|-------|------------|------|------|
| 年金管理者 | 既報告内容 | 住所         | 〒    | 電話番号 |
|       | 氏名    | 年金受給権者との続柄 |      |      |
| 現況    | 住所    | 〒          | 電話番号 |      |
|       | 氏名    | 年金受給権者との続柄 |      |      |

- 注 1 「年金管理者」欄は、年金管理者を指定している場合のみ記入してください。  
 2 既報告内容に変更がない場合は、「現況」欄のみの記入で構いません。  
 3 県の区域内に住所を有しない年金受給権者については、住民票の写しを添えてください。ただし、その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合（県の区域内に住所を有する年金受給権者の氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合を含みます。）は、戸籍の抄本を添えてください。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第153号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸市赤野字岩ガラ甲3100の6
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

高知県告示第154号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
平成10年10月農林水産省告示第1677号
- 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第155号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし

て指定された目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
平成10年11月農林水産省告示第1715号

2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第156号**  
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成24年3月16日  
高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年6月農林水産省告示第945号

2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第157号**  
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成24年3月16日  
高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。  
平成10年8月農林水産省告示第1305号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第158号**  
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成24年3月16日  
高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年11月農林水産省告示第1713号

2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第159号**  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。  
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成24年3月16日  
高知県知事 尾崎 正直

| 箇所番号         | 区域の名称  | 区域の所在地              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------|--------|---------------------|---------------------|
| 201-38-006 b | 西谷川（4） | 高知市横浜（別紙図面のとおりのとおり） | 土石流                 |
| 201-38-006 c | 西谷川（5） | 高知市横浜（別紙図面のとおりのとおり） | 土石流                 |

|            |             |                              |         |
|------------|-------------|------------------------------|---------|
| 201-38-104 | 西谷川（2）      | 高知市横浜（別紙図面のとおりのとおり）          | 土石流     |
| I-1335     | 横浜・西谷（5）    | 高知市横浜及び横浜西町（別紙図面のとおりのとおり）    | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1336     | 横浜・西谷（6）    | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりのとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1337     | 横浜・さつきヶ丘（1） | 高知市横浜西町及び横浜東町（別紙図面のとおりのとおり）  | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1341     | 横浜・西谷南      | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりのとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1345     | 横浜（西）       | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりのとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1346     | 横浜・西谷（1）    | 高知市横浜及び横浜西町（別紙図面のとおりのとおり）    | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1347     | 横浜・西谷（2）    | 高知市横浜（別紙図面のとおりのとおり）          | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1348     | 横浜・西谷       | 高知市横浜及び横浜新町一丁目（別紙図面のとおりのとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1351     | 横浜中の谷       | 高知市横浜及び横浜東町（別紙図面のとおりのとおり）    | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1352     | 横浜・西谷（4）    | 高知市横浜（別紙図面のとおりのとおり）          | 急傾斜地の崩壊 |
| II-3609    | 日出野（2）      | 高知市横浜（別紙図面のとおりのとおり）          | 急傾斜地の崩壊 |

|           |            |                  |         |
|-----------|------------|------------------|---------|
| II-3612   | 西谷<br>(3)  | 高知市横浜（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊 |
| IV-201002 | 日出野<br>(3) | 高知市横浜（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊 |

**高知県告示第160号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき平成19年3月27日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 箇所番号        | 区域の名称           | 区域の所在地                   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------------|--------------------------|---------------------|
| 201-38-006b | 西谷川<br>(4)      | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）         | 土石流                 |
| 201-38-006c | 西谷川<br>(5)      | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）         | 土石流                 |
| 201-38-104  | 西谷川<br>(2)      | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）         | 土石流                 |
| I-1335      | 横浜・西谷<br>(5)    | 高知市横浜及び横浜西町（別紙図面のとおりに）   | 急傾斜地の崩壊             |
| I-1336      | 横浜・西谷<br>(6)    | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊             |
| I-1337      | 横浜・さつきヶ丘<br>(1) | 高知市横浜西町及び横浜東町（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊             |
| I-1341      | 横浜・西谷南          | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊             |

|         |              |                           |         |
|---------|--------------|---------------------------|---------|
| I-1345  | 横浜<br>(西)    | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりに）        | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1346  | 横浜・西谷<br>(1) | 高知市横浜及び横浜西町（別紙図面のとおりに）    | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1347  | 横浜・西谷<br>(2) | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）          | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1348  | 横浜・西谷        | 高知市横浜及び横浜新町一丁目（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1351  | 横浜中の谷        | 高知市横浜及び横浜東町（別紙図面のとおりに）    | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1352  | 横浜・西谷<br>(4) | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）          | 急傾斜地の崩壊 |
| II-3609 | 日出野<br>(2)   | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）          | 急傾斜地の崩壊 |
| II-3612 | 西谷<br>(3)    | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）          | 急傾斜地の崩壊 |

**高知県告示第161号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき平成20年3月25日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 箇所番号   | 区域の名称      | 区域の所在地           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|------------|------------------|---------------------|
| I-1415 | 地京谷<br>(2) | 高知市神田（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊             |

**高知県告示第162号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき平成21年6月19日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 箇所番号      | 区域の名称      | 区域の所在地           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|------------|------------------|---------------------|
| IV-201002 | 日出野<br>(3) | 高知市横浜（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊             |

**高知県告示第163号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 箇所番号       | 区域の名称        | 区域の所在地             | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------|--------------|--------------------|---------------------|
| 201-38-104 | 西谷川<br>(2)   | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）   | 土石流                 |
| I-1335     | 横浜・西谷<br>(5) | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）   | 急傾斜地の崩壊             |
| I-1336     | 横浜・西谷<br>(6) | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊             |
| I-1337     | 横浜・さつきヶ丘     | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊             |

|         |          |                        |         |
|---------|----------|------------------------|---------|
|         | (1)      |                        |         |
| I-1341  | 横浜・西谷南   | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりに）     | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1345  | 横浜（西）    | 高知市横浜西町（別紙図面のとおりに）     | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1346  | 横浜・西谷（1） | 高知市横浜及び横浜西町（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1347  | 横浜・西谷（2） | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1348  | 横浜・西谷    | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1351  | 横浜中の谷    | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1352  | 横浜・西谷（4） | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |
| I-1352  | 横浜・西谷（3） | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |
| II-3608 | 日出野（1）   | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |
| II-3609 | 日出野（2）   | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |
| II-3610 | 西谷（1）    | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |
| II-3611 | 西谷（2）    | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |
| II-3612 | 西谷（3）    | 高知市横浜（別紙図面のとおりに）       | 急傾斜地の崩壊 |

|           |        |                  |         |
|-----------|--------|------------------|---------|
| II-3613   | 西谷（4）  | 高知市横浜（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊 |
| IV-201002 | 日出野（3） | 高知市横浜（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊 |
| IV-201003 | 西谷（5）  | 高知市横浜（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊 |
| IV-201004 | 西谷（6）  | 高知市横浜（別紙図面のとおりに） | 急傾斜地の崩壊 |

**高知県告示第164号**

平成19年3月高知県告示第217号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。  
平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

表の201-38-006bの項、201-38-006cの項、201-38-104の項、I-1335の項、I-1336の項、I-1337の項、I-1341の項、I-1345の項、I-1346の項、I-1347の項、I-1348の項、I-1351の項、I-1352の項、II-3609の項及びII-3612の項を削る。

**高知県告示第165号**

平成20年3月高知県告示第197号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。  
平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

表のI-1415の項を削る。

**高知県告示第166号**

平成21年6月高知県告示第439号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。  
平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

表のIV-201002の項を削る。

**高知県告示第167号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成24年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

| 区 間                                       | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡中土佐町大野見寺野184番1から高岡郡中土佐町大野見大股840番1地先まで  | 前      | 3.2<br>} 94.2   | 1,012         |
|   | 後      | A               | 3.2<br>} 69.5 |
| B   |        | 10.8<br>} 94.2  | 560           |
| 高岡郡中土佐町大野見寺野180番地先から高岡郡中土佐町大野見大股856番1地先まで |        |                 |               |
| 高岡郡中土佐町大野見寺野184番1から高岡郡中土佐町大野見大股840番1地先まで  |        |                 |               |

**高知県告示第168号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき市町村道の改築に関する工事を県が行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

| 市町村道の種類及び路線名 | 工事区間  | 工事の種類 | 工事の開始予定日  |
|--------------|---|-------|-----------|
| 町道国道東島線      | 安芸郡安田町安田字大岩廻り1063番1から安芸郡安田町安田字清水谷2728番1地先まで | 改築    | 平成24年4月1日 |

-----  
公 告  
-----



森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市及び土佐清水市並びに安芸郡安田町並びに幡多郡黒潮町及び大月町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成24年4月1日から平成25年2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置

の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成24年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成24年4月1日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金

の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

監 査 公 表

監査公表第4号

平成24年3月16日

高知県監査委員 浜田 英宏  
同 桑名 龍吾  
同 坂本 千代  
同 朝日 満夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成 23 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

【収入証紙制度について】

高 知 県 監 査 委 員

目 次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1 監査の概要        | 19 |
| 1 監査の趣旨         | 19 |
| 2 監査の実施概要       | 19 |
| 3 監査の実施期間       | 19 |
| 4 監査の実施方法       | 19 |
| 5 監査の着眼点        | 19 |
| 第2 監査の結果及び意見    | 19 |
| 1 収入証紙制度の概要     | 19 |
| 2 汎用集計システム調査の結果 | 21 |
| 3 ヒアリング調査の結果    | 23 |
| 4 都道府県調査の結果     | 27 |
| 5 現状と課題         | 28 |
| 6 意見            | 29 |

**第1 監査の概要**

**1 監査の趣旨**

行政監査は、地方公共団体の事務が法令の規定に従い適正に執行されているか、また、その目的に沿って効率的かつ効果的に実施されているかについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定により実施するものである。

平成23年度は、「収入証紙制度について」をテーマとして監査を実施した。

**2 監査の実施概要**

地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収について、条例を定めることにより、証紙の方法によることができると規定された法第231条の2第1項に基づき、県は、高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号。以下「条例」という。）において、証紙により徴収する使用料及び手数料を規定している。

近年、時代の変化に伴い公金収納のあり方が多様化していることから、収入証紙制度について利便性、安全・確実性等を観点として監査することとした。

**(1) 監査の対象**

高知県収入証紙（以下「証紙」という。）により納付することとされている使用料及び手数料（以下「手数料等」という。）の徴収事務等

**(2) 監査対象機関**

全所属（公営企業局を除く。）

**(3) 監査の対象期間**

平成22年度

**3 監査の実施期間**

平成23年9月7日から平成24年2月10日まで

**4 監査の実施方法**

**(1) 汎用集計システム調査**

本庁は、証紙により徴収する手数料等を規定した根拠条例等の所管の有無及び平成22年度における証紙による収入（以下「証紙収入」という。）の実績を調査した。

出先機関は、平成22年度における証紙収入の実績及び所属周辺における売りさばき所の状況について調査した。

**(2) ヒアリング調査**

**ア 本庁・出先機関**

上記(1)の調査結果から、金額や件数の多い所属を選定し、手数料等の内容等について個別に調査した。また、証紙で徴収する手数料等の受付業務等を団体に委託している所属については、その業務内容の詳細についても調査した。

**イ 会計管理局**

会計管理局は、証紙の印刷から売りさばき代金の受入れ及び振替等証紙にかか

る一連の事務を担当している。現行の収入証紙制度の概要、経費及び経理方法等について調査した。

**ウ 証紙交付機関**

県は、売りさばき人への証紙の交付、交換等の業務を証紙交付機関に委託している。このうちの1者を抽出し、窓口等における実態について聞き取りを行った。

**エ 県業務の委託先**

2者を抽出し、窓口等における実態について聞き取りを行った。

**(3) 都道府県調査**

他の都道府県における収入証紙制度について、制度の有無、種類、売りさばき手数料等の状況について、アンケートを実施した。

**5 監査の着眼点**

監査の対象について、主に次の事項に着眼して監査を実施した。

- (1) 県民にとって、便利な納付方法には、どのようなものがあるか。
- (2) 安全で確実な徴収方法には、どのようなものがあるか。
- (3) 証紙収入と制度維持にかかる諸経費とのバランスはどうか。
- (4) 証紙収入にかかる徴収事務は、効率的であるか。
- (5) 売りさばき人、関係団体等の現状はどうか。

**第2 監査の結果及び意見**

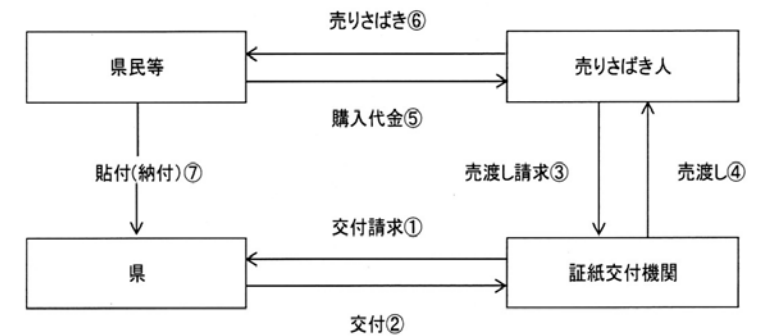
**1 収入証紙制度の概要**

**(1) 本県における収入証紙制度**

**ア 収入証紙制度**

収入証紙制度とは、現金以外の収入方法の一つで、県があらかじめ印刷した証紙を県が指定する売りさばき人を通じて県民等が購入し、県の申請書等に貼付することによって手数料等を納付する制度をいう。

図1 証紙購入から納付までの流れ



イ 導入の背景

逐条地方自治法第6次改訂版（松本英昭著）によると、「歳入の収納は、現金で行うのが昭和38年の改正前においては原則であったが、現金主義の建前を固執することは、住民にとっても普通地方公共団体にとっても非常に不便をきたす場合があった。改正前において現金主義の例外的取扱いを認めた明確な規定がなかったにもかかわらず、大多数の普通地方公共団体が必要に迫られて昭和38年の改正前の令第148条ただし書の規定中「納額告知書又は納付書により難いもの」を根拠として規則の定めるところにより証紙による収入の方法を採用していたが、昭和38年の改正により、証紙のほか、口座振替及び証券による収入の方法が制度に明定された。」とある。

本県においては、現行の条例が昭和39年3月28日に公布、同年4月1日から施行され、また、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号。以下「規則」という。）が同年4月17日に公布、施行されている。

この規則の公布時の付則第2項には、「高知県収入証紙規則（昭和34年高知県規則第30号）は、廃止する。」とあり昭和34年には既に収入証紙規則が存在していた。また、高知県収入証紙売りさばき人の指定一覧表によれば指定年月日の最も古いものが「昭25. 6. 30」と記載されていることから、法の改正を受けて条例を創設した10年以上前から収入証紙制度が運用されていたことが窺える。

## (2) 証紙により徴収する手数料等

### ア 証紙により徴収する手数料等

法第231条の2第1項に、「普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。」とあり、本県においては、高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）、高知県証明事務手数料徴収条例（昭和31年高知県条例第48号）、高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）及びその他の条例において規定されている手数料等のうち、条例別表に掲げるもの以外を証紙により徴収することとしている。

### イ 証紙の納付方法

法令その他の規程に基づく届出、申請等を行う者（以下「申請者」という。）が、証紙により納付する手数料等は、申請等に係る書類の余白に、納付額に相当する証紙を貼り付けて提出することにより納付することとされている。ただし、これにより難しい場合は、規則第3条5項で「証紙の購入が困難である等の理由により申請書等に納付額に相当する現金を添えて提出があった場合は、これを受理する機関に証紙のはり付けの委託があったものとみなす。」としている。

## (3) 証紙の種類及び印刷

### ア 証紙の種類

次の13種類の証紙が条例で規定されている。

1万円、5,000円、2,000円、1,000円、500円、300円、200円、100円、50円、20円、10円、5円、1円

### イ 証紙の印刷

証紙の印刷は、会計管理局において売りさばき実績や在庫状況を勘案し、必要

枚数を算出したうえで、年1回独立行政法人国立印刷局に発注している。

## (4) 証紙の売りさばき

### ア 売りさばき人の指定

条例第5条において、「証紙は、知事の指定する者（以下「売りさばき人」という。）において売りさばくものとする。」と規定している。

また、売りさばき人を指定したとき又は指定を取り消したとき等は、直ちにその旨を告示しなければならないとしている。

### (ア) 売りさばき人の指定手続

証紙売りさばき人指定申請書及び証紙を売りさばく場所（以下「売りさばき所」という。）の位置図等の添付書類を受理した場合には、指定基準等に適合しないときを除き、知事は、申請した者を売りさばき人として指定する。

### (イ) 指定基準（申請した者が市町村の場合を除く。）

a 申請した者が設置しようとする売りさばき所において、年額30万円以上の証紙の売りさばきが見込まれること。

b 申請した者の業態が証紙を売りさばくことに適しており、かつ、証紙の売りさばきに必要な労力、資金、設備等を有していること。

### イ 売りさばき手数料

規則第7条において、「売りさばき人は、常に一般の需要を満たし得るように証紙を備え、額面金額で売りさばかなければならない。売りさばき人は需要者から現金を預かり、その都度証紙を買受けに来ることのないよう、特に注意しなければならない。」と定められており、売りさばき人は証紙の売りさばき自体からは利益を得ることができず、またあらかじめ証紙を買取りしたうえで販売しているため在庫が生じた場合のリスクを負っている。

売りさばき人は証紙の売渡しを請求するときには、あらかじめ証紙の額面金額の合計額から額面金額の合計に3.15パーセントの率を乗じて得た額を差し引いて県に納付することとしており、この差し引いた額が売りさばき手数料である。

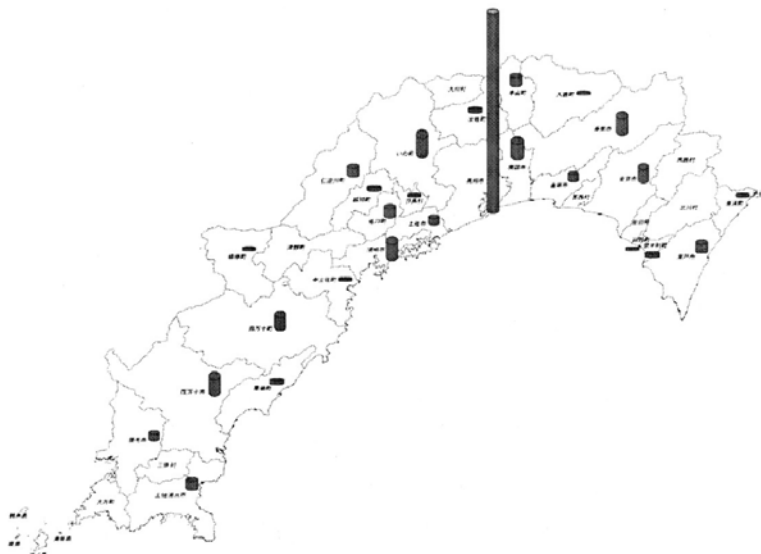
### ウ 売りさばき人及び売りさばき所の状況

平成23年12月1日現在の売りさばき人の指定状況は、9市町13か所、2銀行70か所、23会社団体55か所、6個人6か所で、合計すると県内で売りさばき人は40者、売りさばき所は144か所となっている。

しかし、県内144か所の売りさばき所のうち、約4割に当たる56か所が高知市にあり、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、津野町、大月町、三原村の8町村には、売りさばき所がない状況である。

また、売りさばき所の約半分に当たる70か所は銀行であり、銀行以外の会社団体で県の機関と同一建物内にあるところは、40か所である。

図2 売りさばき所の状況



エ 証紙交付機関

規則第13条において、知事は、指定金融機関又は指定代理金融機関のうち、知事が指定する者に売りさばき人に対する証紙の交付及び証紙の交換を行わせることができるとし、平成18年3月23日に株式会社四国銀行及び株式会社高知銀行を証紙交付機関に指定している。

証紙交付機関は、県から証紙の交付を受け、売りさばき人に対する証紙の交付及び証紙の交換を行い、売りさばき人に対して交付した証紙の額面金額の総額（証紙交付機関である売りさばき人への交付分は除く。）に0.105パーセントを乗じて得た額を県から受けており、この額が証紙交付手数料である。

2 汎用集計システム調査の結果

証紙収入の実績等を把握するため、平成23年9月に汎用集計システム調査を実施し、本庁104所属、出先127所属、合わせて231所属から回答を得た。その回答を集計し、分析した結果は次のとおりである。

なお、調査に当たり証紙収入の実績は、各所属の平成22年度分とし、高知女子大学及び高知短期大学分については、対象外とした。

(1) 本県の使用料及び手数料収入との比較

使用料の収入済額は、2,694,212,926円でこのうち証紙での収入額は、19,697,160円（0.7パーセント）に過ぎない。一方、手数料については、1,316,953,390円の収入済額に対して1,291,001,050円（98.0パーセント）であり、

手数料収入のほとんどは、証紙収入である。

図3 使用料収入に占める証紙による使用料収入

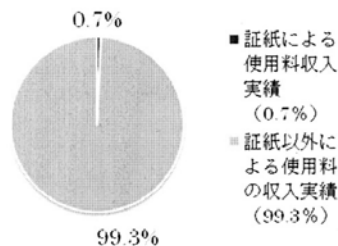
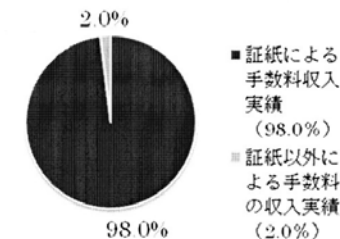


図4 手数料収入に占める証紙による手数料収入



(2) 証紙による徴収を規定した手数料等の条例の所管状況

本庁104所属のうち、これらの条例を所管しているのは、法務課、財政課、危機管理・防災課、消防政策課、健康長寿政策課、医療政策・医師確保課、食品・衛生課、高齢者福祉課、文化・国際課、県民生活・男女共同参画課、雇用労働政策課、地域農業推進課、環境対策課、建設管理課、道路課、都市計画課、公園下水道課、住宅課、建築指導課、高等学校課、警察本部、収用委員会事務局の22所属（21.2パーセント）であった。そのうち所管条例等を根拠とした証紙収入の実績があった所属は、18所属であった。

(3) 証紙収入の実績

証紙収入の実績のあったところは、本庁104所属のうち49所属（47.1パーセント）、出先127所属のうち94所属（74.0パーセント）であり、合わせて231所属のうち143所属（61.9パーセント）であった。

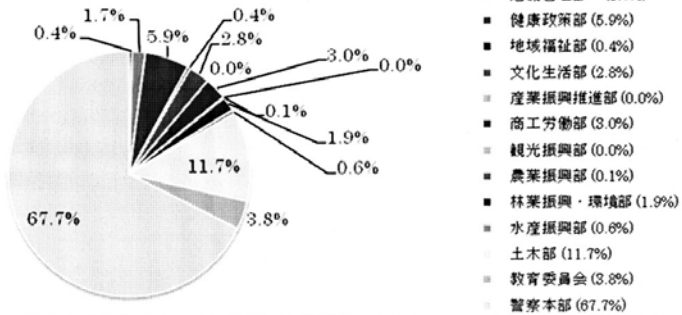
また、証紙収入額は、本庁974,699,860円、出先335,998,350円、合計1,310,698,210円であった。そのうち886,914,130円（67.7パーセント）を警察本部が、次いで152,701,020円（11.7パーセント）を土木部が占めていた。

表1 部局別証紙収入の実績

| 部局別      | 本庁  |         |             | 出先  |         |             | 合計  |         |               |
|----------|-----|---------|-------------|-----|---------|-------------|-----|---------|---------------|
|          | 所属数 | 件数(件)   | 金額(円)       | 所属数 | 件数(件)   | 金額(円)       | 所属数 | 件数(件)   | 金額(円)         |
| 総務部      | 4   | 17      | 7,140       | 5   | 15,015  | 5,467,860   | 9   | 15,032  | 5,475,000     |
| 危機管理部    | 2   | 4,449   | 22,764,580  | -   | -       | -           | 2   | 4,449   | 22,764,580    |
| 健康政策部    | 6   | 3,778   | 25,573,390  | 8   | 3,871   | 52,026,640  | 14  | 7,649   | 77,600,030    |
| 地域福祉部    | 3   | 788     | 4,935,260   | -   | -       | -           | 3   | 788     | 4,935,260     |
| 文化生活部    | 4   | 18,647  | 37,211,660  | -   | -       | -           | 4   | 18,647  | 37,211,660    |
| 産業振興推進部  | 1   | 2       | 840         | -   | -       | -           | 1   | 2       | 840           |
| 商工労働部    | 4   | 72      | 1,679,000   | 5   | 3,605   | 37,351,930  | 9   | 3,677   | 39,030,930    |
| 観光振興部    | 1   | 15      | 261,100     | -   | -       | -           | 1   | 15      | 261,100       |
| 農業振興部    | 6   | 173     | 786,960     | 6   | 153     | 446,950     | 12  | 326     | 1,233,910     |
| 林業振興・環境部 | 3   | 274     | 19,327,880  | 5   | 161     | 6,027,300   | 8   | 435     | 25,355,180    |
| 水産振興部    | 1   | 1,816   | 7,236,500   | 1   | 1       | 420         | 2   | 1,817   | 7,236,920     |
| 土木部      | 7   | 5,468   | 123,708,730 | 6   | 2,085   | 28,992,290  | 13  | 7,553   | 152,701,020   |
| 会計管理局    | -   | -       | -           | -   | -       | -           | -   | -       | -             |
| 教育委員会    | 6   | 2,560   | 8,057,740   | 42  | 15,134  | 41,919,910  | 48  | 17,694  | 49,977,650    |
| 警察本部     | 1   | 320,460 | 723,149,080 | 16  | 95,447  | 163,765,050 | 17  | 415,907 | 886,914,130   |
| 各種行政委員会  | -   | -       | -           | -   | -       | -           | -   | -       | -             |
| 計        | 49  | 358,519 | 974,699,860 | 94  | 135,472 | 335,998,350 | 143 | 493,991 | 1,310,698,210 |

注 件数及び金額は、汎用集計システム調査により所属から得た回答を積み上げたものであり、その後のヒアリング結果を基に一部修正しているものもある。

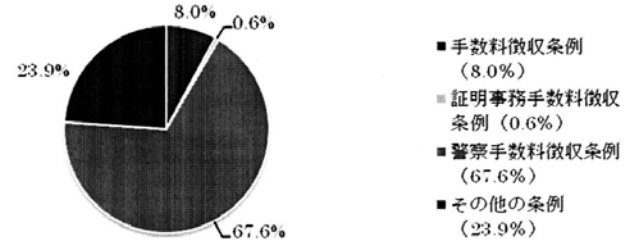
図5 部局別証紙収入額の実績



(4) 根拠条例別実績

証紙収入の実績を根拠条例別にみると、手数料徴収条例104,231,260円(8.0パーセント)、証明事務手数料徴収条例7,633,380円(0.6パーセント)、警察手数料徴収条例885,993,250円(67.6パーセント)及びその他の条例312,840,320円(23.9パーセント)であった。

図6 証紙収入額の根拠条例別割合



ア 手数料徴収条例

手数料徴収条例に基づく証紙収入実績は104,231,260円であり、その部局別割合は、図7のとおりである。と畜検査手数料19,335,100円、薬事関係手数料19,245,420円の収入が大きく健康政策部で全体の43.5パーセントを占めている。また産業廃棄物処理業許可手数料18,537,000円の収入実績を受け林業振興・環境部が全体の18.5パーセントを占めている。

また収入実績がある所属のうち、申請時に申請書以外の添付書類が必要かどうかを調査した結果は、図8のとおりである。

図7 手数料徴収条例による証紙収入実績の部局別割合

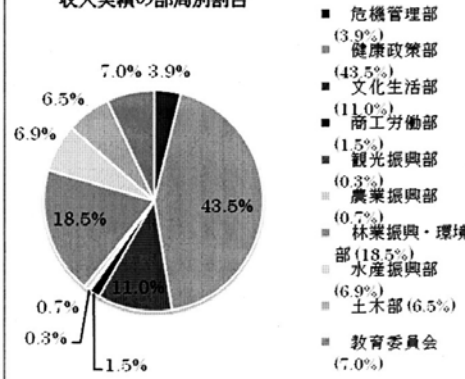
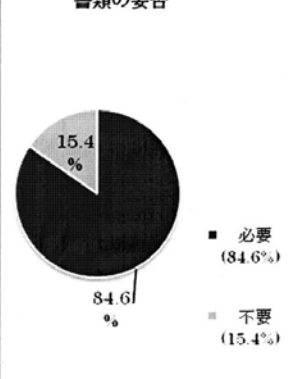


図8 申請書以外の添付書類の要否

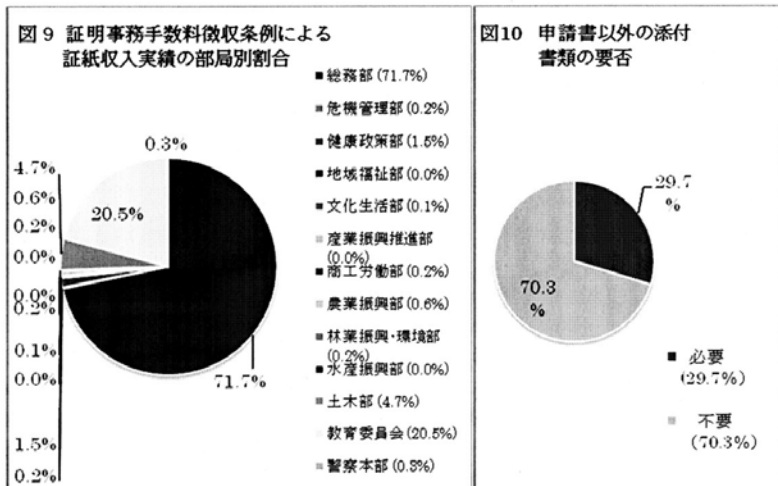


イ 証明事務手数料徴収条例

証明事務手数料徴収条例に基づく証紙収入実績は7,633,380円であり、その部

局別割合は、図9のとおりである。総務部で全体の71.7パーセントを占めるのは、県税事務所において1件の手数料360円の「県税、又は県税に附帯する徴収金に関する証明」の申請が多いためであり、次いで教育委員会が全体の20.5パーセントを占めるのは、卒業証明などの「資格又は経歴に関する証明」1件の手数料420円の申請が多いためである。

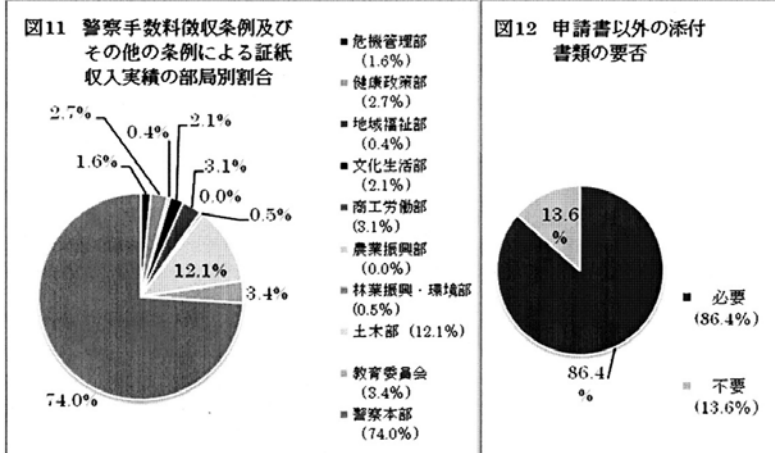
また収入実績がある所属のうち、申請時に申請書以外の添付書類が必要かどうかを調査した結果は、図10のとおりである。



ウ 警察手数料徴収条例及びその他の条例

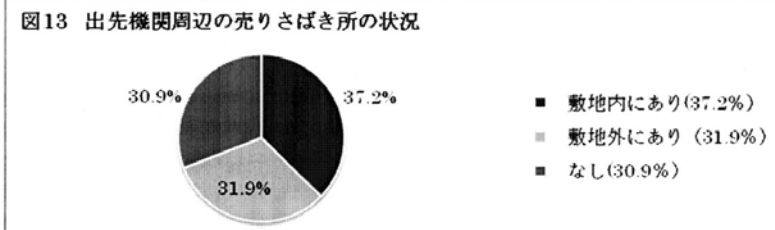
警察手数料徴収条例885,993,250円とその他の条例312,840,320円を合わせた証紙収入実績は1,198,833,570円であり、その部局別割合は、図11のとおりである。警察本部の中では、警察手数料徴収条例に基づく自動車運転免許試験手数料415,751,300円、自動車運転免許講習手数料221,002,600円、自動車保管場所証明等交付申請手数料90,983,000円と非常に多くなっている。また、土木部の中では、建設業法関係手数料徴収条例及び建築基準法施行条例に基づく手数料の合計が117,194,500円と多くなっている。

また収入実績がある所属のうち、申請時に申請書以外の添付書類が必要かどうかを調査した結果は、図12のとおりである。



(5) 出先機関周辺の売りさばき所の状況

証紙収入の実績があった出先94所属のうち、売りさばき所が「敷地内にあり」は35所属(37.2パーセント)、「敷地外にあり(往復5分以内の範囲)」は30所属(31.9パーセント)、「なし」は29所属(30.9パーセント)であった。



3 ヒアリング調査の結果

汎用集計システム調査の回答があった231所属のうち、金額や件数の多い本庁13所属、出先機関11所属を選定し、手数料等の詳細及び委託した県業務についてヒアリング調査を行ったほか、条例を所管する会計管理課に、証紙にかかる事務の実態を調査した。

また、証紙交付機関である銀行2行のうち株式会社四国銀行県庁支店、県から受付窓口業務等を受託している団体のうち、土佐電気鉄道株式会社と社団法人高知県交通安全協会(運転免許センター内)の2者を選定し、実態について聞き取りを行った。

表2 ヒアリング対象所属の証紙収入の実績等

| 部局別      | 所属名       | 件数(件)<br>注1 | 金額 (円)      | 売りさばき所 注2 |    | 委託先<br>注3 |
|----------|-----------|-------------|-------------|-----------|----|-----------|
|          |           |             |             | あり        | なし |           |
| 総務部      | 中央東県税事務所  | 2,744       | 996,720     |           | ○  |           |
|          | 中央西県税事務所  | 7,733       | 2,794,740   | ○         |    |           |
| 危機管理部    | 危機管理・防災課  | 1,387       | 12,341,380  | ○         |    | ②         |
|          | 消防政策課     | 3,062       | 10,423,200  | ○         |    | ②         |
| 健康政策部    | 健康長寿政策課   | 829         | 4,417,160   | ○         |    |           |
|          | 医事業務課     | 2,239       | 16,427,760  | ○         |    |           |
|          | 中央東福祉保健所  | 671         | 7,743,580   | ○         |    |           |
|          | 食肉衛生検査所   | 1,002       | 19,613,420  |           | ○  |           |
| 地域福祉部    | 高齢者福祉課    | 785         | 4,934,000   | ○         |    |           |
| 文化生活部    | 文化・国際課    | 13,081      | 25,737,500  | ○         |    | ①         |
|          | 鳥獣対策課     | 5,553       | 11,468,700  | ○         |    |           |
| 商工労働部    | 工業技術センター  | 1,628       | 19,275,850  | ○         |    |           |
|          | 紙産業技術センター | 1,033       | 13,940,570  | ○         |    |           |
| 林業振興・環境部 | 環境対策課     | 270         | 19,306,640  | ○         |    |           |
|          | 森林技術センター  | 130         | 6,015,120   |           | ○  |           |
| 水産振興部    | 漁業管理課     | 1,816       | 7,236,500   | ○         |    |           |
| 土木部      | 建設管理課     | 2,826       | 82,611,560  | ○         |    |           |
|          | 建築指導課     | 1,336       | 25,595,660  | ○         |    |           |
|          | 高知土木事務所   | 198         | 4,632,220   | ○         |    |           |
|          | 幡多土木事務所   | 1,016       | 17,480,150  |           | ○  |           |
| 教育委員会    | 教育政策課     | 2,319       | 6,605,140   | ○         |    |           |
|          | 高知工業高等学校  | 1,027       | 2,611,850   | ○         |    |           |
| 警察本部     | 会計課       | 320,460     | 723,149,080 | ○         |    | ⑬         |
|          | 高知警察署     | 29,331      | 47,596,460  | ○         |    |           |

注1 件数は、汎用集計システム調査により所属から得た回答を積み上げたものであり、その後のヒアリング結果を基に一部修正しているものもある。

注2 売りさばき所の「あり」とは、庁舎内又は往復5分以内に売りさばき所がある場合のこと。「なし」とは左記以外。

注3 ○印内の数字は、委託先の団体の数を示している。

### (1) 証紙の利便性

証紙により徴収する方法の利便性について、次のことが確認できた。

証紙は、県への納付方法として歴史があり、事業の許認可や個人の資格更新等は受益者となる者が申請者であることから、証紙での納付が定着していた。また、初めて手続する場合にごく一部で収入印紙と間違う申請者がいるものの、概ね問題はなかった。

県にとっての利便性は、現金を扱う場合に比べ、一目で金額が正しいかどうかを判断できることに加え、申請の受付事務が効率的にできることであり、特に、少額の手数料等については顕著であった。

一方、申請者にとっては、現金で納付する場合に比べると、あらかじめ証紙を購

入する一手間が必要である。指定された売りさばき所は市町村の中心部に集中しているなど限定されること、売りさばき所の約半数を占める銀行は窓口業務を午後3時で終えること、土日祝日に購入できる売りさばき所が極めて少ないこと等、不便な点があった。

また、証紙は県外や遠隔地からの郵送申請を可能にするが、多くの申請者は受付窓口又は担当課に書類を持参し、関係書類と金額の確認を受けてから、証紙を購入していることがわかった。その際、提出先の庁舎内又は周辺に売りさばき所がある時は、概ね、申請者の利便性が図られていた。

なお、証紙を購入できない申請者への対応には、金額分の普通為替証書又は定額小為替証書の送付を依頼し、規則第3条第5項を適用して職員が証紙に換えている所属が多かった。また、事例は少ないが、手数料等が高額になる遠隔地の申請者には、県外等への証紙の発送に応じる売りさばき人があることを紹介する所属があった。

調査の結果、次の手数料等については、証紙の入手が難しい申請者がいる、申請時に金額の確定が難しい、高額なため証紙の貼付枚数が大量になるといった実態が認められた。

#### ア 試験研究機関の手数料等

本県は、木材産業及び紙産業の技術支援等を行うために試験研究機関を設置し、機器の使用や依頼試験等を通じて事業者等の支援を行っている。こうした機関は全国的に少ないため県外からの申請が多数ある。あらかじめ試験の推移を想定して着手するものの、進行過程でその他の方法を選択することもあることから、申請時に金額の確定が難しい側面がある。また、試験の内容により手数料等が100万円を超えるものもある。

#### イ 建築確認申請手数料及び構造計算適合性判定手数料

建築基準法に基づく建築確認申請や構造計算適合性判定は、建築物の床面積の合計又は建築方法により手数料の額が算定されるが、建築物の規模によっては、両方の手数料を合計すると100万円を超えるものがある。

#### ウ 都市公園使用料又は占用料

県が設置した都市公園に公園施設を設けようとするとき、又は、鉄塔等で占用しようとするとき、県の許可を受けて申請者は使用料又は占用料を納付する。いずれも許可期間は複数年にわたることが多いが、使用料又は占用料は当該年度分を年度の初めに徴収している。同様の状況がみられる道路や河川等では現金（納入通知書による）で受け入れているが、都市公園では証紙で徴収すると規定している。また、申請内容によっては使用料の額が100万円を超えることがある。

#### エ と畜検査手数料

と畜場法は、食用に供する獣畜のとさつ又は解体の検査を規定しており、これに基づく検査を県が実施している。手数料は申請時の納付が原則であるところ、家畜は生き物のため、とさつ前に頭数に変更されることもある。そのため証紙については当日確定後に貼付させている。

### (2) 証紙の安全性・確実性



証紙は、県にとって次のとおり安全で確実な方法であると認識されていることがわかった。

まず、職員が直接現金を取り扱うことがないため、計算ミスや紛失、盗難等のリスクは低く、安全な方法であると受け止めていた。また、受付時に証紙の金額を確認しやすく、額の過不足を発見できることもメリットと捉えていた。

次に、証紙は申請時の納付を求める前納が原則であるため、収入未済を生じることがない確実な方法と認識していた。県にはさまざまな収入未済金があり債権回収にあたっているが、これらの人件費等も考慮すれば、こうした事務の生じない徴収方法は、県にとって大変有効という意見もあった。

なお、証紙の取扱いについては、どの所属も消印するまでは現金同様に金庫で保管するなど、慎重な取扱いがみられた。

### (3) 証紙にかかる経費

証紙にかかる経費は、印刷費、輸送費、売りさばき手数料及び証紙交付手数料があり、合計46,154,478円であった。

#### ア 印刷費

証紙の印刷については、11種類139万枚の印刷を行っており、印刷費の実績額は3,601,889円であった。1枚当たりの印刷単価については、500円までの小額証紙が1.72円、1,000円以上の証紙が4.02円となっていた。

なお、現在小額証紙のうち5円と1円は印刷していない。

また、印刷枚数については、500円が30万枚と最も多く、次に1,000円の25万枚となっており、最も少ないのは20円と10円の2万枚であった。

#### イ 輸送費

国立印刷局から県への輸送に要する経費は、124,000円であった。

#### ウ 売りさばき手数料

証紙売りさばき額は1,310,287,360円、売りさばき額に対する売りさばき手数料額(100分の3.15)の実績は41,274,237円であった。

なお、売りさばき人別売りさばき額等については表3のとおりであり、売りさばき手数料額が最も多いのは、社団法人高知県交通安全協会の21,404,104円(51.9パーセント)で、次に株式会社四国銀行の5,202,643円(12.6パーセント)であった。

表3 証紙売りさばき人別売りさばき額一覧表

| 売りさばき人           | 売りさばき額(円)     | 割合(%) | 手数料額(円)    |
|------------------|---------------|-------|------------|
| (社)高知県交通安全協会     | 679,494,100   | 51.9  | 21,404,104 |
| (株)四国銀行          | 165,162,700   | 12.6  | 5,202,643  |
| 高知県庁消費生活協同組合     | 125,717,000   | 9.6   | 3,960,128  |
| (社)高知県指定自動車学校協会  | 120,072,500   | 9.2   | 3,782,305  |
| (株)高知銀行          | 45,742,560    | 3.5   | 1,440,904  |
| (社)日本食品衛生協会高知県支部 | 37,821,800    | 2.9   | 1,191,398  |
| 土佐電気鉄道(株)        | 20,557,000    | 1.6   | 647,547    |
| (社)高知県発明協会       | 19,340,000    | 1.5   | 609,210    |
| 高知県家庭紙工業組合       | 14,504,900    | 1.1   | 456,909    |
| (社)高知県猟友会        | 11,774,500    | 0.9   | 370,900    |
| その他              | 70,100,300    | 5.2   | 2,208,189  |
| 合 計              | 1,310,287,360 | 100.0 | 41,274,237 |

#### エ 証紙交付手数料

証紙交付手数料の実績額は1,154,352円であった。

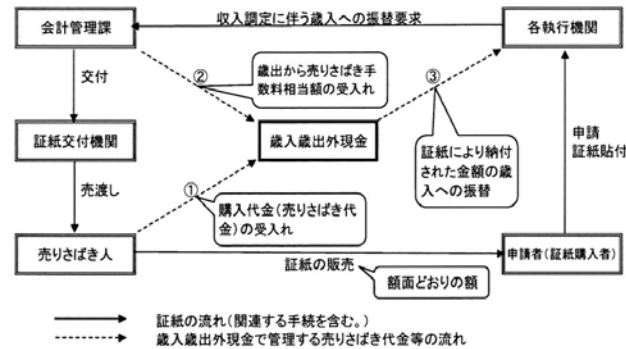
以上が証紙にかかる経費であるが、県で実施している他の収納方法の取扱いにかかる手数料を参考として記載すると、自動車税の場合、口座振替は1件21円、納税通知書は1件17.85円、コンビニ収納は1件57.75円となっており、自動車税以外の場合、納税通知書は1件21円である。また、ふるさと寄附金の場合のクレジット払いは、寄附金の1パーセント(税別)となっている。

#### (4) 証紙収入の経理方法

本県では、証紙売りさばき代金等を一般会計や特別会計ではなく、歳入歳出外現金で管理している。このため、証紙による手数料等の納付のあった各執行機関が収入調定を行って初めて歳入となっているが、こうした経理方法は「証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。」と規定している法第231条の2第2項に基づいた取扱いとなっていない。

また、証紙売りさばき代金のうち、各執行機関に手数料等として納付されない分(未使用等で使用されないもの)の金額が歳入歳出外現金に累積していると考えられる。(図14の①+②-③)

図14 証紙収入の流れ



(5) 手数料等にかかる徴収事務

証紙による徴収事務に関しては、証紙の消印や金額等のチェック、申請書等の取りまとめ、収入調定などの事務があり、件数や金額の多い所属では、事務量が多くなっていた。

しかし、徴収方法を証紙から別の手段に移行した場合、事務の効率化という視点に立てば、現金は、現金取扱員の設置、現金出納簿の記帳、現金領収書の発行、金融機関への払い込みなどの事務が必要となる。また、納入通知書は、債務者登録などの事務が必要となるうえ、入金の確認に時間を要するなどの問題があることから、多くの所属において、証紙による徴収は事務の効率化につながっているという意見であった。

所属の中には、証紙購入代金を現金で持参する申請者から領収書の発行を求められるケースなどもあり、対応に苦慮しているところもあった。

(6) 売りさばき人、関係団体と証紙制度のかかわり

ヒアリング調査を実施した所属が、証紙による手数料等にかかる業務の一部を委託しているのは、18団体であった。

ア 売りさばき人の指定を受けていない委託団体

証紙収入に関わる委託の状況は表4のとおりである。

表4 売りさばき人の指定を受けていない団体への委託状況

| 所属       | 委託先                | 委託業務   | 受付窓口            |
|----------|--------------------|--|-----------------|
| 危機管理・防災課 | (社)全国火災類保安協会       | 火災類取扱・製造保安責任者免状交付事務に関する委託                    | 高知県試験事務所(高知市本町) |
|          | 高圧ガス保安協会           | 高圧ガス製造保安責任者・高圧ガス販売主任者及び液化石油ガス設備士免状交付事務に関する委託 | 協会本部(東京都)       |
| 消防政策課    | (財)消防試験研究センター      | 危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成等業務委託                     | 高知県支部(高知市菜園場)   |
| 警察本部会計課  | 公安委員会が指定した11自動車教習所 | 仮免許試験補助業務及び仮免許証作成、交付業務委託                     | 各指定自動車教習所       |
|          |                    | 取得時講習業務委託                                    |                 |
|          |                    | 高齢者講習及び講習予備検査業務委託                            |                 |

県は、表4に記載した団体に、委託業務名で挙げた免状の交付や講習業務等を委託していた。その主な業務を行うに当たって申請者から申請書等の提出があるため、その受付業務を行い、同時に手数料の額に誤りがないかを確認していたが、売りさばき人の指定は受けていない。年間の受付件数は、指定自動車教習所については、11か所を合わせて約26,000件であり、またその他3団体については、30件から1,800件程度であった。

社団法人全国火災類保安協会、財団法人消防試験研究センターはともに、高知市内に支部等があり、そこで受付を行っており、郵便での申請も可能としている。また、高圧ガス保安協会の受付窓口は、協会本部(東京都)に限られているため、原則として簡易書留郵便での申請としていた。

一方、高知県内に11か所ある指定自動車教習所では、受託している仮免許試験補助及び講習等について、証紙を貼った申請書等を受付しており、申請者は指定自動車教習所に向き手続していた。

イ 売りさばき人の指定を受けている委託団体

証紙収入に関わる委託の状況は表5のとおりである。

表5 売りさばき人の指定を受けている団体への委託状況

| 所属      | 委託先                 | 委託業務                                  | 受付窓口(売りさばき所)  |
|---------|---------------------|---------------------------------------|---------------|
| 消防政策課   | 高知県危険物安全協会          | 消防設備士講習委託                             | 消防政策課内        |
|         |                     | 危険物取扱者保安講習委託                          |               |
| 文化・国際課  | 土佐電気鉄道(株)           | 旅券窓口業務委託                              | 県庁バスポート窓口     |
| 警察本部会計課 | (社)高知県交通安全協会        | 運転免許窓口業務委託<br>更新時講習、停止処分講習及び違反者講習業務委託 | 運転免許センター及び警察署 |
|         | (社)高知県安全運転管理者協議会連合会 | 安全運転管理者等講習委託                          | 県庁本庁舎2階       |

(ア) 高知県危険物安全協会

県は、消防設備士及び危険物取扱者保安講習にかかる受付、会場借り上げ、

講師の依頼、講習修了の証明等を当協会に委託していた。年間の受付件数は約1,200件であり、事前申し込みであるため、郵便での申請も可能としていた。また、受付業務の一環として受講者から提出された講習受講申請書に貼付された手数料の額に誤りがないかを確認していた。同時に当協会は売りさばき人の指定を受けているため、申請書等を持参した者が証紙を貼付していない場合などは、その場で証紙を売りさばいていた。

(イ) 土佐電気鉄道株式会社

県は、旅券法に基づく事務を行うため、県内にパスポート窓口を4か所設け、プロポーザルによって選定した当社に、問い合わせ、受付、審査、交付等の業務を委託していた。年間の受付件数は約13,000件であった。証紙は、パスポート受領時に一般旅券受理票に貼付され、交付手数料として納付されるものであり、交付業務として手数料の額の確認をしていた。

県庁パスポート窓口では、証紙未購入者には必要な証紙と併せて、国への手数料の納付に必要な収入印紙も販売していた。そして、証紙の事前購入者は1割程度であるため、ほとんどの受領者は窓口で現金を持参して証紙を購入しているということであった。

(ウ) 社団法人高知県交通安全協会

県は、運転免許センター及び警察署における運転免許にかかる受付、審査等の窓口事務及び更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習業務等を当協会に委託していた。年間の受付件数は運転免許証の更新にかかるものだけでも、102,000件に達していた。

運転免許センターにおける窓口等では、本人確認や内容説明等を行い、必要な申請用紙を交付するとともに、証紙未購入者からは手数料に見合う現金を受け取り、証紙を貼付した証紙納付書を申請者に渡していた。免許の更新に関しては、ほぼ全員が窓口で現金を持参して証紙を購入しているということであった。

(エ) 社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会

県は、安全運転管理者講習及び副安全運転管理者講習の通知、実施、講習受講申請書の受付、手数料として貼付された証紙の額の確認等を当連合会に委託していた。年間の受付件数は約3,000件であった。

この委託契約書に、「受託者は、受講者に対して、講習当日、安全運転管理者等講習受講申請書に講習手数料の高知県収入証紙を貼付させ、提出させる。」とあった。また、講習通知書の受講案内には、講習会場でも証紙を取り扱っている旨の記載があった。

4 都道府県調査の結果

各都道府県会計管理者に、平成23年11月15日付けで「収入証紙制度及び公金の収納の方法について」を電子メールにて照会をし、44都道府県より回答を得た。

東京都では、平成22年4月から事務の効率化、都民の利便性の向上、収納方法の多様化への対応という観点から収入証紙を廃止していたが、他の道府県においては、本

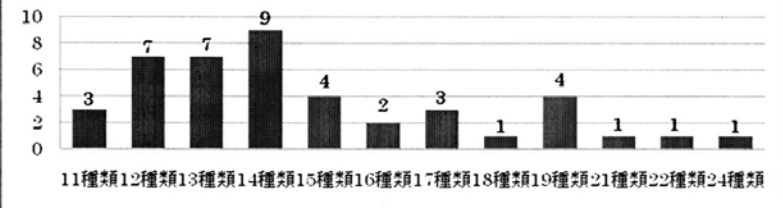
県と同様に収入証紙制度が現在も維持されていた。

(1) 証紙の種類

証紙の種類については、図15のとおり11種類から24種類と道府県においてばらつきがみられた。

また最も高額な証紙は、35道府県において1万円であるものの、長崎県と宮崎県においては3万円、千葉県、長野県、滋賀県、和歌山県、大分県においては5万円、神奈川県においては10万円の証紙を発行していた。

図15 証紙の種類ごとの該当道府県数



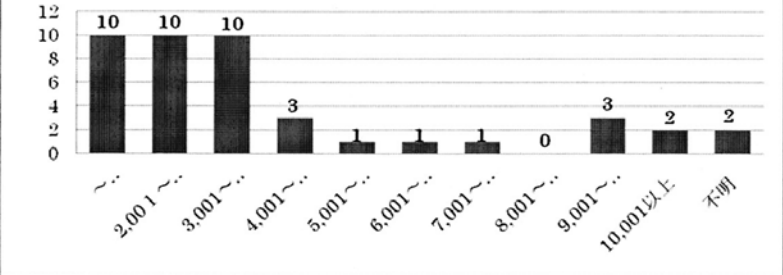
(※本県は、13種類である。)

(2) 証紙の貼用実績

各道府県の税条例にかかるとを除く証紙の貼用実績（証紙による手数料等の収入実績）は、図16のとおりであった。

なお、不明とは貼用実績を照会した部署では全体の実績額を把握していないということを示している。

図16 道府県証紙の貼用実績(単位:百万円)



(※本県は1,310百万円である。)

(3) 売りさばき手数料率

売りさばき手数料率の全国の状況は、どの売りさばき人に対しても一律の売りさばき手数料率を設定していたところは、28道府県である。そのうち手数料率が最も低いところは、岐阜県の2パーセント、最も高いところは山梨県の4.2パーセントであり、19道府県は3.15パーセントの率を採用していた。

一方、15道府県は手数料率について、売りさばき額に応じて設定したり、指定金融

機関や特定の手数料を扱う売りさばき人の場合等に別途設定していた。売りさばき額に応じて設定している県は、いずれも実績が一定額を超える場合に手数料率を段階的に引き下げたかちをとっていた。

図17 手数料率の設定状況

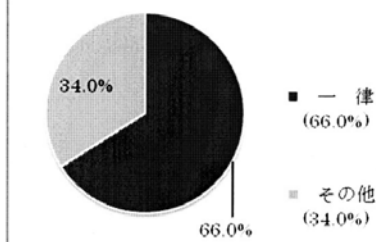
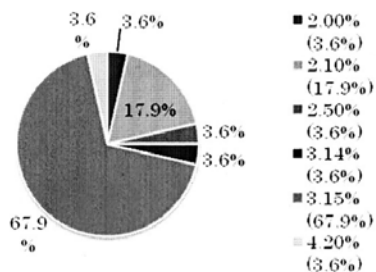


図18 一律の場合の手数料率



(※本県は、一律3.15%である。)

#### (4) 証紙交付機関の指定状況

証紙交付機関を指定しているところは、24道府県（55.8パーセント）であった。そのうち、手数料を支払っているところは、7府県だった。

#### (5) 証紙の売りさばき代金の経理方法

売りさばき代金を経理する会計は「一般会計」が24道府県と多く、残りは「特別会計」が19県であった。

なお、本県は、歳入歳出外現金である。

#### (6) 収入証紙制度についての見直し状況

平成20年度から22年度の3年間においてなんらかの見直し等を行ったところは、21道府県であり、その内容は、「証紙に代わる収納方法の導入」が4都県、「収入証紙制度維持経費等の削減」が9府県、「その他」が12県であった（複数回答あり。）。

「証紙に代わる収納方法の導入」と回答した4都県においては、東京都における証紙の廃止のほか、経費削減、利便性の向上及び収納方法の多様化を図る観点等から、証紙と納入通知書等との併用を認める等の見直しを行っていた。

「証紙制度維持経費等の削減」と回答した9府県については、5府県で証紙売りさばき手数料の引き下げ、4県で県証紙を国立印刷局が定める統一デザインに移行したほか、5円、1円証紙の廃止を1県で行っていた。

「その他」と回答した12県については、収入証紙の交換手続や誤って購入した場合の返還手続の簡素化等の見直しを行っていた。

#### (7) 公金の納付方法

手数料等の納付方法として、Pay-easy（ペイジー）を導入しているところは16道府県に達していた。

また、本県と同様に県税のコンビニでの納付、ふるさと寄附金や県立病院等の診

療費のクレジットカード支払など、一部の公金に限って納付方法を拡大している都道府県が多く見られた。

#### (参考)

Pay-easy（ペイジー）とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶマルチペイメントネットワークを活用して提供される収納サービスのこと。利用者は、金融機関の窓口のほか、ATM、電話、パソコン、モバイル等の各種チャネルを利用して、「いつでも」「どこでも」料金等の支払ができるようになり、その支払情報（消込み情報）は収納機関にリアルタイムで通知される。

### 5 現状と課題

#### (1) 現行の証紙制度について

証紙による徴収は、県にとって収入未済を生じない確実な方法であり、現金による収納に比べ、安全な方法であることが確認できた。そのうえ、収納事務及び許認可事務の効率化にもつながる方法であることが認められた。

しかし、申請者の視点からみると、売りさばき所の配置状況によっては、時間や場所の限定があることから、利便性での制約を受けることが確認された。証紙の購入が困難な状況を補うものとして、規則第3条第5項において貼り付けの委託を認めている。この規定が十分に認識されてない場合や所属によって取扱いが異なるなどの状況があり、また、職員が証紙購入代金を受け取った際の事務にも課題が認められた。金銭の受渡しを記録として残すことなども含め取扱いについて整理し周知する必要がある。

この外、条例では5円や1円の小額証紙を定めているが、手数料等は10円未満の端数を切り捨てる又は10円に切り上げる等の処理を行っていることなどから、近年は使用実績はなく、会計管理課でも印刷を行っていない。また、証紙交付機関を設けた平成18年度以降、株式会社四国銀行では扱ったことがないとの回答を得ていることから、5円や1円の小額証紙の規定について、実態を踏まえた検討が必要と思われる。

#### (2) 利便性の向上にむけて

申請者の一層の利便を図るには、証紙も含めた公金収納の多様な選択肢の充実が望まれる。

まず、「3 ヒアリング調査の結果」の(1)のAからEで述べたとおり手数料等が高額であったり申請時に確定が難しいなどの実態については、証紙を購入しなくても納付できる方法、例えば現金（納入通知書による）との併用により改善されると思われるため、それぞれの現状に合わせ最善の方策を検討されたい。

次に、電子納付等の優れた機能に着目すると、他の都道府県で導入事例があるペイジー等について財務会計システムへの導入を具体的に研究することが求められる。

現在、県のホームページでは、手数料等及び証紙制度について情報提供を行っているが、申請に必要な様式のダウンロードと相互にリンクしていない状況が見受けられた。また、県外等遠隔地からの申請者もいることから、売りさばき人（所）についてサービス内容も含めるなど情報の充実が望まれる。

### (3) 経費節減にむけて

証紙にかかる経費は、前述のとおり印刷費、輸送費、売りさばき手数料、証紙交付手数料などであるが、今後証紙制度を継続するに当たっては、経費が適正なものとなっているか検証し、より効率的に取り組むことが必要である。

また、証紙売りさばきの実態を見ると、売りさばき所が県の機関の近隣にあるかどうか、また受託者の場合は、取り扱っている手数料にかかる申請件数の多少により売りさばき額に大きな差がみられた。

本県は、売りさばき手数料率について一律3.15パーセントと規定しているが、他県においては、売りさばき額が一定額を超える場合は手数料率を引き下げている事例もみられることから、本県においても検討する必要があると思われる。

### (4) 委託業務について

証紙にかかる手数料等の事務の一部を、団体に委託している所管課への調査と、その受託者のうち2団体への聞き取りから、次のことが明らかになった。

受託者は、受託業務（書類審査、免状又は資格証の交付、講習の実施等）を実施するに当たって、申請書等に貼付された証紙の金額が正しいかどうかを確認している。

3の(6)のアに示した売りさばき人の指定を受けていない委託団体のうち、社団法人全国火災類保安協会、高圧ガス保安協会及び財団法人消防試験研究センターについては、郵送申請も可能としていた。また、県内に11か所ある指定自動車教習所には年間合わせて約26,000人が申請に訪れていた。いずれも申請者に不便をかける状況は、認められなかった。

次に、3の(6)のイで示した受託者が売りさばき人である委託団体のうち、高知県危険物安全協会及び社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会は、講習の開催を主とする委託内容のため、受付時又は開催日に証紙を購入していない申請者がいた場合には、売りさばき人として証紙を販売し、申請者の利便を図っていた。ただし、県内各地で開催されるような講習であり、各会場で売りさばく実態がある場合は、届け出た売りさばき人以外での売りさばきに該当するため、手続が必要と思われる。

土佐電気鉄道株式会社及び社団法人高知県交通安全協会についても、売りさばき人として証紙を販売していることから、利便性の観点では申請者が現金で納付する場合と変わらない。さらに、3の(6)のイの(イ)及び(ウ)で示したとおり、日々の申請者が多く、手数料等の内容や金額が一定で、受付体制が整っている実態をみると、証紙による納付とする必要性が必ずしも認められないことから、この委託にかかる旅券法関係手数料及び運転免許等にかかる手数料については、現金による収納方法の検討が必要であると考えられる。

## 6 意見

地方公共団体の収入は、現金をもって納付することが原則であるが、証紙による収入の方法が制度化され、約半世紀が経過した。その間には時代の変化を背景として、公金収納のあり方が多様化し、新たな収納方法が可能となっていることから、現行の

収入証紙制度について、利便性及び安全・確実性等の観点から検証した。

現行の証紙制度については、先に述べたとおり、公金収納の方法として定着しており、安全、確実性が認められたところであるが、申請者については、一層の利便性を図ることが求められる。

本県においては、平成17年度からインターネット公売におけるクレジットカードによる公売保証金の納付、平成20年度から県立病院におけるクレジットカードによる医療費の支払、平成21年度からコンビニエンスストアによる自動車税の納付及びふるさと寄附金におけるクレジット払いと、順次、導入を進めてきた。

インターネットの普及は、情報伝達だけでなく代金決済においても大きな変革をもたらした。さらに新しい通貨といえる電子マネーが登場し、非接触ICカードや携帯電話等による支払方法が出現するなど、決済手段における多様化は急激に進んでいる。

将来的には、インターネットを活用した電子納付等は、申請者の利便性を高める観点から公金収納の選択肢を拡大するものとして導入される方向にあると考えられる。こうした収納方法の新たな導入には、基幹となる財務会計システムのインフラ整備も不可欠であるため、従来の収納方法との比較検討も十分行いながら、将来を見通し計画的に進めていくことが求められる。

また、監査結果を踏まえて、特に改善を要するものとして以下に取りまとめたので、利便性、確実性、経済性等を見極めながら、課題意識をもって検証し、実施されたい。

### (1) 証紙と現金との併用について

県外在住者など証紙の購入が難しい申請者がいることや手数料等が高額のため貼付枚数の多い実態等が確認できたことから、申請者の利便を図るために、証紙と現金（納入通知書による）の併用について検討を求める。

また、証紙により徴収する手数料の事務を委託している事例の一部に、売りさばき人としても指定を受けている受託者から、ほとんどの申請者が受付窓口で証紙を購入すると同時に納付している場合があった。手数料等の金額が定額で、申請件数も多く、受付窓口の体制が整備されている業務については、現金収納についても検討されたい。

### (2) 証紙の売りさばきについて

他県では、売りさばき手数料の率を売りさばき額に応じたものとしている事例等もあることから、現行の手数料率の設定について検討を求める。

なお、指定を受けた売りさばき人の売りさばき人以外での販売が見受けられたので、売りさばきの実態を把握したうえで、申請者の利便性を踏まえながら、適正な手続について指導を求める。

### (3) 売りさばき代金の経理方法について

県が、証紙売りさばき代金を歳入歳出外現金で管理していることについては、平成20年度の行政監査「財務に関する通達、通知等の見直しについて」において、法に沿った取扱いを行っていないと指摘したところであるが、具体的な改善について示されていない。速やかに、適法な経理とすることを求める。

**監査公表第5号**

平成24年3月16日

高知県監査委員 浜田 英宏  
同 桑名 龍吾  
同 坂本 千代  
同 朝日 満夫

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により、定期監査を行ったところ、その結果は、次のとおりであった。

## 1 監査委員意見

平成23年度出先機関後期分69機関に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。

財務会計全般では、前年度の指摘事項はおおむね是正されており、全体的な指摘等の件数も減少傾向にあるが、一方、財務会計事務の基本的な事項に引き続き不適正な事例が見られるなど、指摘事項9件及び注意事項61件の不適正な執行があった。

その内容は、(1)から(3)までに掲げるとおりであるが、出納員制度、支出や契約の事務処理について財務会計の基本の理解が不足しているとともに管理職員等や出納員のチェックが不十分であることなどによるものであり、極めて遺憾である。

今後は、各種研修等の活用などにより担当職員の財務会計に関する知識及び事務処理能力を一層高めるとともに、組織としてチェック体制及び指導を充実させることなどにより、適正な執行が確保されるよう強く求める。

また、財務会計の事務執行において、検討事項として7件を指摘したところである。指摘した内容は、複写サービス契約の更新に当たっての契約内容や公園等の管理運営等委託業務の契約方法について検討が必要と認められるものなどであり、速やかな対応を求める。

## (1) 支出に係る事務について

消耗品の購入において支出の相手方を誤ったもの、電気料の支払において早収期限に遅れたため加算金を支払ったものなどが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることのないよう適正な執行を強く求める。

## (2) 契約に係る事務について

契約書に記載する契約金額を誤ったもの、予定価格調書の予定価格欄に金額の記載がなかったもの、県有施設の維持管理に係る委託契約の履行確認等が不十分であったものなどが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることのないよう適正な執行を強く求める。

## (3) 出納員に係る事務について

出納員が不在となる場合に所属長を出納員に任命していたもの、出納員交替の際の帳簿の締切りが行われていな

かったものなどが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることのないよう適正な執行を強く求める。

## 2 指摘とする機関及び事項

**幡多県税事務所**

(監査日：平成24年1月19日)

## (1) 事実認定

出納員である次長が不在となる平成23年5月18日から同月26日まで及び同年6月6日から同月8日まで、チーフ（納税担当）を出納員とすべきところ所長にしていた。

## (2) 指摘事項

上のことは、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。）第4条第3項及び高知県会計規則の施行について（平成4年3月10日付け3出第252号出納長、総務部長依命通達）第1の4の(6)の規定に反する不適正な事務処理である。

会計事務の適正な執行を確保するため、法で定められた出納機関としての出納員の役割が十分理解されていなかったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**安芸土木事務所**

(監査日：平成24年1月10日)

## (1) 事実認定

平成21年度県道安芸物部線地域活力基盤創造交付金工事において、先行工事として山側の掘削工事を、後発工事で山留擁壁工事の発注を行っていたが、後発工事で先行工事の設計厚を超える余掘り分についての工事費が必要となっていた。

## (2) 指摘事項

上のことは、先行工事において出来高管理基準及び規格値（高知県建設工事技術管理要綱（平成17年3月3日付け土木部長通知））を適用するに当たり山留擁壁工事を考慮した値とすべきところ、道路土工の掘削工の値を適用したため後発工事の工事費が過大となったものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**中央東土木事務所**

(監査日：平成23年11月16日)

## (1) 事実認定

平成22年度陸こう管理委託において、受託者が平成22年8月に死亡したことを平成23年2月に把握したため、死亡時に遡って支出負担行為の減額を行い、平成22年8月以降の管理を行っていた者と新たに協定を結ぶこととして、同月16日に遡り支出負担行為決議書を作成していた。

## (2) 指摘事項

上のことは、支出負担行為決議書を作成する時期を定めた会計規則第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう委託業務の執行管理も含め適正な事務処理を強く求める。

**中央西土木事務所**

(監査日：平成23年12月2日)

## (1) 事実認定

奥田川排水機場樋門については、長年にわたっての町へ維持管理を委託している。平成22年度に実施した県の一斉点検において、内部のギアオイルが空になりギアが錆び付き固着していたことが原因で、当該樋門が稼働しないことが判明し、修繕を行っていた。

## (2) 指摘事項

上のことは、いの町との水門等管理委託協定において詳細な仕様を示していなかったこと及び水門等の機能を常に正常な状態に保持し、異常を発見したときは、遅滞なく県に報告するものとした協定の趣旨が徹底されていなかったことによるものである。また、委託業務の履行確認も不十分であったと言わざるをえない。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**高知東工業高等学校**

(監査日：平成23年11月1日)

## (1) 事実認定

早収期限が平成23年3月22日とされている同年2月分の電気料（768,947円）の支払が遅れたため、同年4月に遅収加算額23,068円を支払っていた。

## (2) 指摘事項

上のことは、定例的な毎月の支払である電気料について、支払時期を失したため遅収加算額が生じた不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**幡多農業高等学校**

(監査日：平成24年1月19日)

## (1) 事実認定

平成23年度ガソリン外5件燃料類単価契約において、予定価格調書の予定価格欄に金額を記載していなかった。なお、参考欄に記載した積算根拠をもとに契約していた。

## (2) 指摘事項

上のことは、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。）第15条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**清水高等学校**

(監査日：平成24年2月10日)

## (1) 事実認定

平成22年度産業廃棄物処理委託契約については、207,900円の見積書を徴し、同額で支出負担行為を決議していたが、契約書の金額を198,000円と誤っていた。

なお、支出額は、支出負担行為額と同額であった。

(2) 指摘事項  
 上のことは、契約書に誤った契約金額を記載するという、会計事務に関する極めて初歩的な誤りである。また、契約書の不備に気付かないまま支払を行っており、契約規則第36条及び会計規則第48条の規定に反する不適正な事務処理である。  
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**中村養護学校** (監査日：平成24年2月10日)

(1) 事実認定  
 早取期限が平成23年2月22日とされている同年1月分の電気料(235,408円)の支払が遅れたため、同年3月に遅取加算額7,062円を支払っていた。

(2) 指摘事項  
 上のことは、定例的な毎月の支払である電気料について、支払時期を失したため遅取加算額が生じた不適正な事務処理である。  
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**香美警察署** (監査日：平成23年11月1日)

(1) 事実認定  
 平成23年3月に購入した消耗品について、支出の相手方を誤っていた。戻入処理後に正当な債権者に支払を行ったが、支払遅延となっていた。

(2) 指摘事項  
 上のことは、正当な債権者に対する支出の決定をしなればならないと定めた会計規則第48条の規定に反する不適正な事務処理であり、結果として支払遅延となったものである。  
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 次の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているが、別表の点について、上記2の機関を含め、今後の事務処理において注意し、又は検討するよう求めた。

**東京事務所** (監査日：平成23年11月10日)  
**安芸県税事務所** (監査日：平成23年11月17日)  
**中央東県税事務所** (監査日：平成23年11月1日)  
**中央西県税事務所** (監査日：平成23年10月27日)  
**須崎県税事務所** (監査日：平成23年11月16日)  
**安芸福祉保健所** (監査日：平成23年11月16日)  
**中央西福祉保健所** (監査日：平成23年10月27日)  
**大阪事務所** (監査日：平成23年11月9日)  
**名古屋事務所** (監査日：平成23年11月9日)  
**海洋深層水研究所** (監査日：平成23年11月15日)  
**中村高等技術学校** (監査日：平成24年1月19日)

**農業大学校** (監査日：平成23年10月27日)  
**環境保全型畑作振興センター** (監査日：平成23年10月27日)  
**安芸林業事務所** (監査日：平成24年1月11日)  
**中央東林業事務所** (監査日：平成24年1月10日)  
**幡多林業事務所** (監査日：平成24年1月19日)  
**幡多土木事務所** (監査日：平成24年1月20日)  
**室戸高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**中芸高等学校** (監査日：平成23年12月2日)  
**県立安芸中学校** (監査日：平成24年1月11日)  
**安芸高等学校** (監査日：平成24年1月11日)  
**安芸桜ヶ丘高等学校** (監査日：平成23年11月15日)  
**城山高等学校** (監査日：平成24年1月10日)  
**山田高等学校** (監査日：平成23年11月1日)  
**嶺北高等学校** (監査日：平成24年1月10日)  
**高知農業高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**岡豊高等学校** (監査日：平成23年12月2日)  
**高知東高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**県立高知南中学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**高知南高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**高知工業高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**高知追手前高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**高知丸の内高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**高知小津高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**高知北高等学校** (監査日：平成23年12月1日)  
**伊野商業高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**高岡高等学校** (監査日：平成23年12月2日)  
**高知海洋高等学校** (監査日：平成23年11月16日)  
**須崎高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**佐川高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**四万十高等学校** (監査日：平成24年1月20日)  
**大方高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**県立中村中学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**中村高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**宿毛高等学校** (監査日：平成24年2月10日)  
**山田養護学校** (監査日：平成23年12月1日)  
**高知江の口養護学校** (監査日：平成24年1月11日)  
**日高養護学校** (監査日：平成23年12月1日)  
**高知警察署** (監査日：平成23年12月1日)  
**高知南警察署** (監査日：平成24年1月11日)  
**室戸警察署** (監査日：平成23年11月17日)  
**安芸警察署** (監査日：平成24年2月10日)  
**香南警察署** (監査日：平成23年12月1日)  
**本山警察署** (監査日：平成23年12月1日)  
**いの警察署** (監査日：平成24年2月10日)  
**土佐警察署** (監査日：平成24年2月10日)

**佐川警察署** (監査日：平成23年10月27日)  
**中村警察署** (監査日：平成24年2月10日)  
**清水警察署** (監査日：平成24年2月10日)  
**宿毛警察署** (監査日：平成24年1月20日)

別表

|            | 注意事項 | 検討事項 |
|------------|------|------|
| 収入を伴う事務の執行 | 10   |      |
| 支出を伴う事務の執行 | 17   | 2    |
| 契約事務の執行    | 21   | 4    |
| 財産・物品管理    | 2    |      |
| 服務管理       |      |      |
| 給与・旅費の支給事務 | 5    |      |
| 庶務関係事務     |      |      |
| その他の事務の執行  | 6    | 1    |

-----  
**人事委員会規則**  
 -----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成24年3月16日  
 高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第6号**  
**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**  
 職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
 第8条の2第2項中「に規定する」を「に掲げる」に、「特殊な業務を主として行う宿日直勤務」を「特殊な業務を主として行う宿日直勤務」に改め、同項第1号中「県立の病院である医療施設」を「療育福祉センター」に、「の行う」を「が行う」に改め、同項第2号中「当直責任者」を「、当直責任者」に改め、同項第3号中「事件」を「、事件」に改め、同項第4号中「農業大学校又は」を削り、同項第6号中「教員」を「、教員」に、「の行う」を「が行う」に改め、同項第7号中「教員の」を「、教員が」に改め、同項第8号及び第9号中「における」を「において、」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 本庁(危機管理部に限る。)において、危機事象の発生に係る緊急業務を行うための宿直勤務又は日直勤務  
第8条の2第3項中「又は警察職員の条例」を「及び警察職員の条例」に改め、同項第5号中「前項第9号」を「前項第9号及び第10号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第7号**

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 本庁(危機管理部に限る。)

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。